

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

厚生労働省・障害保健福祉関係主管課長会議 開催される

厚生労働省では、平成29年3月8日(水)中央合同庁舎第5号館講堂にて、都道府県、指定都市、中核市の福祉関係部局の担当者等を対象とした「障害保健福祉関係主管課長会議」を開催した。

平成29年度予算(一般会計総額97兆4547億円)は、3月27日に政府案通り可決、成立したが、主幹課長会議では障害福祉施策に関する議論の報告と4月から施行が予定される各種施策の説明が行われた。厚生労働省及び文部科学省からの説明事項は以下の通りである。

◆厚生労働省◆

企画課/企画課監査指導室

<企画課>

1. 平成29年度障害保健福祉部予算案について
2. 第5期障害福祉計画に係る基本方針について
3. 改正障害者総合支援法の施行について
4. 平成28年の地方からの提案に関する対応方針について
5. 障害保健福祉分野における情報連携開始に向けた対応について
6. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について
7. 障害者総合支援法に基づく合理的配慮の提供について
8. 身体障害者手帳制度について
9. 療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて
10. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて
11. 特別児童扶養手当等について
12. 特別障害給付金制度の周知について
13. 心身障害者扶養保険事業について

<企画課監査指導室>

1. 平成29年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について
2. 平成29年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

企画課自立支援振興室

1. 地域生活支援事業等の円滑な実施について
2. 意思疎通支援について
3. 障害者の社会参加の促進について

企画課施設管理室

1. 国立障害者リハビリテーションセンター等について
2. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園について

障害福祉課/地域生活支援推進室、障害児・発達障害者支援室

<障害福祉課>

1. 障害者福祉関係施設等の整備について
2. 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について
3. 地域生活支援拠点等の整備促進について
4. 強度行動障害を有する者等に対する支援について
5. 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定について
6. 平成29年度障害福祉サービス等経営実態調査の実施について
7. 障害福祉サービス等情報公表制度について
8. 訪問系サービスについて
9. 障害者の就労支援の推進等について
10. 障害者優先調達推進法について

<地域生活支援推進室、障害児・発達障害者支援室>

1. 相談支援の充実等について
2. 障害者の地域生活への移行等につて
3. 障害者虐待の未然防止・早期発見等について
4. 発達障害支援施策の推進について
5. 障害児支援について

精神・障害保健課/心の健康支援室/医療観察法医療体制整備推進室

<精神・障害保健課>

1. 精神保健福祉法の見直しについて
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
3. 精神科救急医療体制の整備について
4. 自立支援医療について
5. 障害支援区分の認定について

<心の健康支援室>

1. 依存症対策について
2. てんかん対策等について
3. 精神保健福祉手帳について
4. 自殺・鬱対策の推進について
5. 災害時の心のケア対策について
6. 性同一性障害の相談窓口について

<医療観察法医療体制整備推進室>

1. 心神喪失者等医療観察法の地域連携等について

<公認心理士制度推進室>

1. 公認心理士法について

◆文部科学省◆

初等中等教育局

1. 特別支援教育行政の現状と課題について

各課からの説明に先立ち、厚生労働省社会・援護局より下記事項について説明が行なわれた。以下、一部抜粋して報告する。

(1) 平成29年度障害保健福祉部予算案について

昨年12月22日に閣議決定され、第193回国会で審議されている平成29年度予算案については、障害保健福祉部全体で1兆7,486億円を計上、対前年度比で1,141億円増であること、その内の障害福祉サービスや障害児支援に係る給付のための経費は1兆2,231億円であり、障害福祉人材の処遇改善（120億円）の予算を盛り込んでいることから、対前年度比で1,072億円増となっている。

(2) 第5期障害福祉計画に係る基本方針について

昨年の10月以降に計3回開催された社会保障審議会障害者部会で協議された第5期（期間は平成30～32年度）の障害福祉計画の基本指針については、パブリックコメントが終了しており（2月2日～3月4日の期間で実施済）、3月最終週には基本指針を告示する。

(3) 改正障害者総合支援法の施行について

平成30年4月施行の改正障害者総合支援法の施行に向け、第5期障害福祉計画に障害者総合支援法の改正部分に係る内容もあり、3月最終週には基本指針を告示する予定である。

それ以外に法施行までに実施しなくてはいけないこととしては、関係政省令の改正、改正事項に係る部分の報酬改定の2つである。関係政省令の改正については、今年夏頃までには行う。早めに公布し、準備いただけるようにしたい。報酬改定については予算編成が決まらなないと決定できないため、年が明けてからになることをご理解いただきたい。

関係政省令の改正については下記の3つがあげられている。

- ①新しく創設されるサービス（自立生活援助、就労定着支援等）に係る支援の対象者、内容、期間。
- ②介護保険サービスの利用者負担軽減措置の対象者、軽減額、
- ③情報公表制度関係（公表する情報など）

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について

障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、国や地方自治体、民間事業者に対しては、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付けられている。（※）

なお、合理的配慮の好事例として、以下の内容の報告がされた。

障害者からの申し出に対して「合理的配慮」を行った好事例	
障害者からの配慮申出	解決した内容
病院において外来に受診した重症心身障害児の親から、長時間車いすに座ることが困難であるため、何か配慮してもらいたいとの要望があった。	使用予定のない診察室のベッドを使用して待つていただくこととした。
障害者支援施設において、肢体不自由児者からできるだけ自分の力で排泄を行えるよう、トイレにある既存の手すりの他に新たに手すりを追加してほしいとの要望があった。	本人と話し合いを行い、手すりを追加するのではなく踏み台を作成することで本人にとって手すりを使いやすい高さにするようにした。結果、トイレ介助時に今まで職員2名による介助が必要だったが、職員1名による介助で行なえるようになった。

<p>就労支援事業所において発達障害者から作業中、</p> <p>①人の話し声で頭が痛くなるためイヤフォンをしたい。</p> <p>②自分の後ろを人が通ると驚いてしまうため配慮してほしい。との要望があった。</p>	<p>本人や発達障害者支援センターを交えて話し合いを行い、</p> <p>①イヤフォンの使用を認め、</p> <p>②座席を人通りの少ない場所にし背後を人が通れないよう棚の位置を移動することとした。</p>
<p>事業所において知的障害・発達障害者から、言葉に出して意思表示することが難しいため、ジェスチャーやメモ等でのやり取りを行いたいとの要望があった。</p>	<p>事業者と本人がやり取りをする際にジョブコーチが間に入るようにし、また本人が意思表示しやすくなるよう少人数の作業場に配置することとした。結果、本人がジェスチャーやメモで報告や連絡を行うことに周囲の理解を得ることができ、コミュニケーションをうまく図ることができるようになった。</p>

(※)合理的配慮の提供については、民間事業者は法定義務ではなく努力義務である。しかし、雇用分野については障害者雇用促進法において、民間事業者でも法定義務となっている。国においては、合理的配慮事例の取組状況の収集を行っており、各自治体においても合理的配慮の提供に一層努めていただきたい。

(5) 地域生活支援事業等の円滑な推実施等について

地域生活支援事業は一括メニューの予算であったが、補助率が30%程度にとどまる状況にあることから、発達障害者支援や医療的ケア児支援等の高い政策目標のある事項の一層の促進、地域生活支援促進事業として特別枠に位置づけ、50%の補助率を確保できることとなった。積極的に活用いただきたい。

平成29年度より、国として促進すべき事業については「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業の実施を図る。地域生活支援事業についても、必須事業への更なる支援を図る観点から、一部の事業（発達障害者支援体制整備事業、重症心身障害児者コーディネーター等養成研修事業）を地域生活支援促進事業へ移行したほか、必要な事業の追加・拡充を行うこととしている。

(6) 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

相模原市の障害者支援施設の事件を受け、防犯に係る安全確保についての通知（「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」）が昨年9月15日に発出された。現在、社会福祉推進事業で防犯・安全対策の取組状況調査を実施しており、報告書を取りまとめ次第公表する予定であるため、取組推進にあたっての参考にしていきたい。

障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施については、障害福祉サービスの質の向上の取組を進めていきたい。第三者評価は質の向上の取組を進める上での大きなツールとなる。平成29年2月に改正された障害者・児施設に係る内容評価基準を踏まえ、評価基準の見直し、評価調査者への研修について努めていただきたい。

(7) 障害福祉サービス等情報提供公表制度について

障害福祉サービス等の情報公表制度については、改正障害者総合支援法により平成30年4月より実施されるが、事業所情報の公表方法については、福祉医療機構が運営するWAM

NETの「障害福祉サービス事業所検索システム」を改修することにより運営することとしている。

(8) 相談支援の充実等について

平成28年12月時点のサービス等利用計画の作成割合は、計画相談支援は97.1%、障害児相談支援は99.1%とほぼ完全実施されている状況にある。しかし、障害児相談支援はセルフプランの占める割合が約3割と比較的高く、適切なサービス利用に向けたきめ細やかな継続的支援が提供されない恐れがあることから、保護者等に相談支援事業者の活用を促すとともに、相談支援体制の充実を促している。

基幹相談支援センターについては、平成28年4月時点での設置市町村割合は27%にとどまり、第5期障害福祉計画の基本指針において基幹相談支援センターの設置促進に関する記述を追加することとしていることから、都道府県は市町村に対しセンター設置に向けた積極的な働きかけをしていただきたい。

相談支援の質の向上については、平成28年に開催された「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめを活用し、相談支援専門員の資質向上、相談支援体制の整備に向けた取組を進めていただきたい。

(9) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

平成27年度の施設従事者等による虐待は前年度比で増加傾向（311件→339件）にあることに加え、相談・通報件数が大きく増加（1,746件 →2,160件）していることを受け、適切に虐待通報を行った職員が不利益な取り扱いを受けないよう、障害者虐待防止法の趣旨について様々な機会を活用して周知を図るとともに、施設・事業所管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対して研修受講の徹底を図ること。加えて、平成28年度内に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」「障害福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改正（前文に共生社会の実現及び権利擁護の視点に関する記述を追加、成年後見制度利用促進基本計画に関する記述を追加）を行なう。

障害者の意思決定支援の在り方については、平成27年12月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書に、「意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた『意思決定支援ガイドライン（仮称）』を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき」との内容が盛り込まれていたところ。平成28年度中に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」がとりまとめられる予定であり、指定事業者及び指定相談支援事業者に対する周知と、研修等の機会を通じた普及に努めていただきたい。

* 詳しくは下記厚生労働省HP「障害福祉関係会議資料について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaigi_shiryou/

内閣府 成年後見制度促進基本計画 閣議決定される

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年後見制度利用促進基本計画が平成29年3月24日に閣議決定された。今後、本計画に基づき、関係省庁が連携し総合的かつ計画的に成年条件制度利用促進策に取り組む。

以下、概要を一部抜粋して報告する。

成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

(2) 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、平成29年度から平成33年度までの概ね5年間で念頭に定めるものとする。

(3) 基本計画の工程表

後述の2(2)「①今後の施策の目標」を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するためには、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることが重要である。

このため、国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである。

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、

成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを旨として導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つのタイプがある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされている。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション※1、②自己決定権の尊重※2の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、③身上の保護の重視※3の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

※1 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

(2) 今後の施策の目標等

① 今後の施策の目標

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

(a) 利用者に寄り添った運用

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

(b) 担い手の育成

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実

(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

② 今後取り組むべきその他の重要施策

ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

イ) 死後事務の範囲等

③ 施策の進捗状況の把握・評価等

* 詳しくは下記内閣府HP「成年後見制度利用促進基本計画について」

<http://www.cao.go.jp/seinenkouken/keikaku/index.html>

熊本地震義援金 ご報告

全国からお寄せいただいた熊本地震義援金について、年度末を迎えるにあたり、2月10日の全肢連理事会において承認された通り義援金の預り金を3月24日に九州ブロック連絡協議会宛に送金いたしました。

これまで九州ブロック連絡協議会を通じて届けられた義援金並びに見舞金の合計金額は以下の通りです。

なお、義援金の配分先詳細は、全肢連情報vol.621(7月1日号)、vol.623(8月1日号)にて報告しております。

平成28年4月23日	熊本県肢連宛 見舞金	¥200,000-
平成28年7月5日	九州ブロック連絡協議会宛 義援金	¥2,550,000-
平成29年3月24日	九州ブロック連絡協議会宛 義援金	¥1,434,428-
合 計		¥4,184,428-

訂正のお願い

全肢連情報vol.638掲載の義援金受領のご報告について、下記の通り訂正します。

(訂正前) 熊本地震義援金 奈良県肢体不自由児者父母の会連合会松本倫子様

(訂正後) 災害義援金 奈良県肢体不自由児者父母の会連合会松本倫子様

事務局より

①平成29年度全肢連通常総会(全国会長・事務局長会議)出欠の回答について。

3月15日発の回答用紙にご記入の上、4月10日(月)までにご提出ください。

②第50回全国大会「大会参加申込のご案内(案)」に関する書面表決について。

同封しました用紙にご記入の上、4月14日(金)までに必ずご提出ください。

③平成29年度さわやかレクリエーション事業実施計画書の提出について。

申請書提出期限は、原本が4月24日(月)必着となっております。締切日以降は受付不可となっておりますのでご注意ください。

※各締切日にご注意下さい。詳しくは全肢連事務局まで問い合わせ願います。

4月の行事予定

6日(月)	全肢連第1回常任委員会	東京在宅サービス
11日(火)	第4回児童発達支援が「わ」の策定検討会	厚労省 専用第22会議室
12日(水)	第50回全国大会実行委員会	京都市肢連事務所
14日(金)	平成29年度JKA補助事業説明会	公益財団法人JKA
21日(金)	第33回内閣府政策委員会	中央合同庁舎8号館
	2017年度韓国CPサッカー選手権大会	韓国ソウル
22日(土)	九州ブロック連絡協議会会長会議	小郡市九州ブロック事務局
28日(金)	「わ」128号発行日	